

設 計 書

工 種	農 森 委	課		森 林 整 備 担 当		設計担当者 農地森林整備課 森林整備担当 内線 () 印
委託番号	第 9 号	長				

年 度	令 和 8 年 度	作 成 年 月 日	令 和 8 年 7 月 17 日
委 託 名	市有林再造林業務委託（森林環境保全直接支援事業）	委託概要	
		植栽（再造林） 4.20 ha	
		スギ（コンテナ苗）2,000本／ha	
委 託 箇 所	雄和萱ヶ沢字餅搗沢21（林班雄和116/43）		
設 計 金 額			
財 源 区 分	国 補 ・ 県 補 ・ 市 単		
契 約 履 行 期 間	契約締結日の翌日から 令和 9 年 1 月 15 日 まで	主任監督員（職名）氏 名	()
		監 督 員（職名）氏 名	()

No.-1	内 訳 表							
構 造	植栽 スギコンテナ苗 (2,000本/ha)							
項 目	名 称	規 格	数 量	単位		金 額	明細表 番号	摘 要
植栽	再造林	スギ (コンテナ苗) 2,000本/ha	1.00	式			No.-1	
直接費								
	共通仮設費		1.00	式				直接費の %以内
委託原価								
	現場監督費		1.00	式				委託原価の %以内
	法定福利費	保険加入平均点数23点以上	1.00	式				委託原価の %以内
委託価格			1.00	式				万円未満切り捨て
消費税相当額			1.00	式				委託価格の10%
業務委託費								

No.-1	明 細 表							
構 造	植栽 スギコンテナ苗 (2,000本/ha)							
名 称	種 別	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	単価表番号	摘 要
植栽	苗木代	スギコンテナ苗	4.20	ha			単価表-1	
	地拵費	人力地拵+機械地拵の併用	4.20	ha			単価表-2	
	植付費	人力植付	4.20	ha			単価表-3	
	苗木運搬費		4.20	ha			単価表-4	
計								

単価表-1	単 価 表						
構 造	苗木代（スギコンテナ苗） 2 ～ 3 年生 ・ 根元径4.0mm以上 ・ 苗長30cm以上						
名 称	種 別	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
苗木代	スギコンテナ苗	2 ～ 3 年生 ・ 根元径4.0mm以上 ・ 苗長30cm以上	2,000	本			1ha当たり2,000本
合 計							
単 価							1ha当たり

単価表-2	単 価 表						
構 造	地拵費（人力地拵＋機械地拵の併用）						
名 称	種 別	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
地拵費	人力地拵	草地・灌木地	0.859	ha			単価表-5
	機械地拵	グラップル	0.141	ha			単価表-6
合 計							
単 価							1ha当たり

単価表-3	単 価 表						
構 造	植付費 スギ（コンテナ苗）2,000本／ha						
名 称	種 別	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
植付費	植穴掘付・植付	特殊作業員					100本当たり
		普通作業員					100本当たり
合 計							100本当たり
単 価							1ha当たり

単価表-4	単 価 表						
構 造	苗木運搬費 スギ（コンテナ苗）2,000本／ha						
名 称	種 別	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
苗木運搬費		普通作業員					1,000本当たり
合 計							1,000本当たり
単 価							1ha当たり

単価表-5	単 価 表						
構 造	人力地拵（草地・灌木地）						
名 称	種 別	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
人力地拵	草地・灌木地	特殊作業員					
		普通作業員					
		諸雑費	2.00	%			
合 計							
単 価							1ha当たり

単価表-6	単 価 表						
構 造	機械地拵（グラップル）						
名 称	種 別	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
機械地拵	グラップル	特殊運転手					
		バックホウ0.45m3	26.50	h			運転時間5.83h, 補正率0.81
		アタッチメント爪幅 400~750mm	26.50	h			運転時間5.83h, 補正率0.81
		燃料費	291.50	L			燃料消費量：11ℓ/h×26.5h
合 計							
単 価							1ha当たり

市有林再造林業務委託（森林環境保全直接支援事業）仕様書

第1 総括的事項

- 1 本仕様書は市有林再造林業務委託（森林環境保全直接支援事業）実施についての一般的なものであり、特別な指示のない限り全てこの仕様書により作業を実施すること。
- 2 作業実施にあたり、労務者の管理およびその他設備については法令の定めるところに従い、絶対に違反しないこと。また、造林地の保護管理、特に火災の予防には万全の措置を講ずること。

第2 事前協議

作業実施にあたっては、受託者はあらかじめ担当者と協議し、作業の具体的な方法について十分理解したうえで実施すること。

第3 実施方法

1 地拵作業

- (1) 造林地の地拵は原則として全刈とし、雑灌木類、笹、雑草等はできるだけ地際より丁寧に伐採又は刈払いすること。
- (2) 造林地に生立しているスギ、マツ類等の前生樹の処理については担当者の指示に従うこと。
- (3) 刈払い又は伐採した支障木（物）は、筋状に整理、集積すること。
- (4) 傾斜地等で集積物が崩れるおそれがある場合は、杭を打つ等の手段を施して棚積とすること。
- (5) 植栽木等に巻き付いているつる類は、これを切り離し、植栽木等の生育に支障のない箇所に切り除くこと。
- (6) 天然生稚幼樹で、担当者が指示したものは全て保残すること。

2 植栽作業（コンテナ苗）

- (1) 苗木の調達を受託者において行うこととするが、調達に当たっては、極力県内産とし、予め担当者へ調達予定先からの生産事業者表示票又は配布事業者表示票の写しを提出し、承諾を受けること。
- (2) 現地に運び込まれた苗木は、速やかに担当者の確認検査を受けること。
- (3) 専用器具を使用し植穴を開け植付を行うこと。
- (4) 植穴に地被物や腐植層など有機物が混入しないようにすること。
- (5) 器具で土壌を固めすぎないようにすること。
- (6) 根鉢と土壌に隙間ができないように密着するようにてん圧すること。
- (7) 植付け深は基本的に根鉢上面と地表が一致する深さとし、過湿地等では根鉢が少々地上に突き出るくらいとすること。また、乾燥が懸念される場合は植付け後の根鉢上面に軽く土をかけること。
- (8) 深植えは避けること。
- (9) 苗木植栽木の判別を容易にするため、植栽時に植栽木の根本部等に蛍光ビニールテープ等を目印として設置すること。

第4 その他

- 1 造林補助事業のため、業務完了後に施業者の社会保険等の加入等に関する資料を速やかに提出すること。
- 2 秋田県造林補助金交付申請等事務取扱規程および秋田県造林施業等実施基準を遵守すること。
- 3 森林施業については森林GPSにより位置確認するとともに、関係者と協議し業務に支障をきたさぬよう配慮すること。
- 4 本仕様書に定めない事項については、担当者と協議すること。

令和8年度市有林再造林業務委託(森林環境保全直接支援)箇所図



